

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
広-I-026	「令和7年度3自衛隊合同コンサート」に係る企画運営役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自: 契約締結日 至: 令和8年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）

3. 入札日時 令和8年1月16日(金) (10:45)

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年1月14日（水）までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (5) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (6) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を
持参すること。

受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 高瀬 電話 03-3268-3111 内線20826

仕 様 書			
件名	「令和7年度3自衛隊合同コンサート」に係る企画運営役務	作成日	令和7年12月18日
		作成課	大臣官房広報課

1 総 則

この仕様書は、「令和7年度3自衛隊合同コンサート」の企画運営役務について規定する。

2 本契約の目的

「令和7年度3自衛隊合同コンサート」を開催するための企画及び運営に必要な役務を委託するものである。

3 事業の概要

(1) 目 的

国民の皆様に陸・海・空自衛隊のセントラルバンドの音楽演奏を通じ、幅広い自衛隊の活動を紹介し自衛隊に対する理解を深めていただく。

この際、特に広報活動の重点対象である若年層（32歳以下）の理解獲得を重視する。

(2) 日時等

- 令和8年3月6日（金） 9時00分～21時30分
（機材搬入、リハーサル等、1公演：1900～2100（予定））
- 令和8年3月7日（土） 9時00分～21時30分
（1公演（PM：1300～1500（予定）））

(3) 場所

柏市民文化会館（千葉県柏市柏下107）

(4) 出演部隊等

- 陸上自衛隊中央音楽隊（60名程度）
- 海上自衛隊東京音楽隊（60名程度）
- 航空自衛隊航空中央音楽隊（60名程度） 計180名程度

(5) 役務実施期間

契約締結後～令和8年3月31日まで

(6) 観客数

観客数においては、会場の収容人員数との同程度の1,340名程度を想定する。

4 役務の内容

受注者は、以下の各項に規定する内容について官側と密接に調整を図り、業務を実施するものとする。

また、本契約を履行するにあたり必要なものは官側と調整を行い受注者が準備すること。

(1) パンフレット等の作成

- 過去の3自衛隊合同コンサートパンフレット等を参考とし、自衛隊コンサートに相応しいパンフレット及びポスターをデザインし、電子データ(DVD-R×1(PDF、イラストレーター))により、官側に提出する。
- パンフレット等作成にあたり、官側から写真データや必要な情報を提供し、受注者は同素材を利用してデザインを作成するものとする。
- 官側に提出されたデータの著作権は防衛省に帰属するものとし、防衛省は当該データを防衛省ホームページ、各種SNSの防衛省アカウントおよび防衛省が指定する出版物に掲載できるものとする。
- ポスターのデザインはパンフレット表紙と同デザインとする。
- パンフレット等については、以下の寸法及び数量により印刷し、2月13日(金)までに納品すること。

パンフレット：B4版おりたたみ両面カラー 3,000部

ポスター：B1版片面カラー 10枚

用紙：コート紙

校正：官側校正4回(1、2、3回目：データ校正、4回目：最終校正)

校正時期は、受注者側と官側で調整のうえ定める。なお、4回目で最終校正が整わない場合は、受注者側と官側で調整のうえ、最終校正が整うまで校正を行うものとする。

(2) 映像配信等

- 3月7日(土)1300からの1公演のライブ配信の実施及び録音の実施に必要な調整等について官側及び会場側と協議して行うものとする。
- 契約相手方にて用意するビデオカメラ2台による映像の撮影及び映像と音源をライブ配信するために必要な作業、調整、手続きを実施するものとする。
- 配信はyoutube防衛省公式チャンネルから配信することとし、官側と必要な調整を実施するものとする。
- 録音に当たっては、会場側と調整し必要な手続き等を実施して録音した音源を確保するものとする。
- 映像の撮影及び録音に必要な備品は会場に設置されているものは官側と調整の上、官側で借用するものとし、会場に設置されていない器材等を利用する必要がある

る場合は受注者側で準備するものとする。(会場と調整の上、インターネット回線の開設に必要な契約を含む。)

- 会場に設置されている器材や借用の可否に係る調整は受注者側で実施するものとする。
- 撮影データ及び録音データを1つのデータに編集し、電子データ(DVD-R×1)により、官側に提出する。

(3) 司会

司会は各公演の1時間前から閉演後のアナウンス等まで従事することとし、官側で作成したシナリオに基づき、以下のアナウンス等を実施するものとする。

- 公演開始前の注意事項等
- 公演間の演奏部隊、指揮者、演奏曲及び曲説明等
- 公演後の注意事項及び退場統制
- 細部のアナウンス内容等は官側と協議するものとする。

(4) 著作権等楽曲の使用調整

受注者は、以下の映像配信に必要となる著作権等楽曲の使用調整役務を実施するものとする。

- 防衛省で準備した映像等データを確認し、演奏曲の確認及び著作権管理団体等を特定するものとする。
- 著作権使用料の確認をする演奏曲は別に示すものとし、最大15曲程度を予定することとし、編曲等の細部確認は演奏を担当した陸海空中央音楽隊等と実施するものとする。
- 演奏曲全曲の著作権管理団体等と youtube 防衛省公式チャンネルでアーカイブ配信を1年間実施する条件で、著作権使用料の確認をするものとする。
- 受注者は確認した著作権使用料を官側に報告し、報告を受けた官側の決定に基づき、著作権管理団体等と使用料に係る調整及び事務手続きを実施するものとする。
- 受注者は演奏曲全曲の著作権管理団体等との調整及び事務手続きが終了した段階で官側に調整結果を報告するものとする。
- 受注者からの調整結果報告を受け、官側は「一般社団法人日本著作権協会(以下、「JASRAC」という。))との調整可否について決定するものとする。
- 官側の決定を受け、受注者は著作権管理団体等との調整結果を踏まえ、JASRACへの配信に必要な調整及び事務手続きを実施するものとする。
- 著作権使用料については、調整及び事務手続きを実施する際、JASRACから官側に請求するよう調整をするものとする。

- 著作権管理団体等及びJASRACへの必要な調整及び手続きを終えた後、官側に調整結果報告を実施するものとする。
- 官側は受注者からの調整結果報告を受け、配信期間に併せて映像等を配信する。

5 検査

検査は、防衛省大臣官房広報課の支出負担行為担当官補助者が実施する。

6 その他

- (1) 本調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。
- (2) この仕様書によるほか、疑義が生じた場合は、支出負担行為担当官等と協議するものとする。
- (3) この契約の履行にあたり、知り得た情報は他に漏らしてはならない。本契約の終了後についても同様とする。
- (4) 受注者は、準備期間において、当省関係者と本件の運営にかかる打合せのために適宜当省へ来訪が可能なこと。
- (5) 本役務の履行に当たり、必要とされる調整は防衛省内での実施を主とし、調整を複数回見込むこと。
- (6) 本役務における成果物の所有権及び著作権は官側に帰属するものとする。
- (7) 委託役務に係る実施要領等に疑義が生じた場合は、官側と協議の上、必要な調整を進めることとする。